



改正育児介護休業法の概要と

「不利益取扱い」事例の検討

- ☑ 改正育児介護休業法によってできるようになることとは？
- ☑ 実務上トラブルになりやすい「不利益取扱い」事例の考え方とは？

本年4月1日と10月1日に改正育児介護休業法が順次施行される予定となっています。すでに対応準備を進めている企業が多いかと思いますが、事業主としては、各種規定類の整備などとともに、法律上禁止されている「不利益取扱い」を巡るトラブルとならないように引き続き注意しなければなりません。

本セミナーでは、今回の改正法の概要を理解するとともに、トラブルになりやすい「不利益取扱い」事例について、実務上の留意点をポイント解説します。

日時 令和4年3月29日（火）

午後3時～5時

講師 弁護士 山中 健児

（石寄・山中総合法律事務所代表弁護士）

開催方法 WEB開催

定員 100名

（Microsoft Teams meeting を使用）

対象者 企業の経営者、人事担当者、現場管理職

参加費 5,500円（税抜5,000円）

※石寄・山中総合法律事務所の顧問先企業は1社あたり4名様まで無料とさせていただきます。

申込方法 FAX 又はメールでお申し込みください（申込み〆切り3月23日（水））。

【講義プログラム】

- | | |
|----------------------|---------------------|
| 1. 改正育児介護休業法の概要 | 2. 現行制度との比較で変わったこと |
| (1) 「出生時育児休業」の創設 | (1) 制度そのものを利用しやすく |
| (2) 個別周知・意向確認措置の義務付け | (2) 制度を利用しやすい職場環境作り |
| (3) 育児休業の分割取得 | 3. 「不利益取扱い」の判断 |
| (4) 育児休業取得率公表の義務化 | (1) 重要判例と近時の裁判例 |
| (5) 有期雇用労働者の取得要件の緩和 | (2) 実務上の留意点 |

参加申込書

石寄・山中総合法律事務所 宛

※本申込書に必要事項をご記入頂き、下記いずれかの方法でお申し込み下さい。

FAX送信にてお申し込み頂く場合 FAX 番号：03-3272-2991

Eメールにてお申し込み頂く場合 送信先アドレス：seminar@iylaw.jp

(本申込書を PDF 化し、添付ファイルで送信して下さい)

改正育児介護休業法の概要と「不利益取扱い」事例の検討

日時：令和4年3月29日(火) 15時00分～17時00分

(WEB開催 [Microsoft Teams meeting を使用]) 定員 100名

参加費：1名様あたり5,500円(消費税抜5,000円)

※お申込書にご記載頂いた宛先に請求書を送付させていただきます。

※石寄・山中総合法律事務所の顧問先企業は1社あたり4名様まで無料とさせていただきます。

会社・団体名

顧問 非顧問

該当する箇所にチェック☑をお願いします。

住所 〒

所属・役職

Eメール

(代表者) 氏名

@

※申込手續完了後に Teams の接続情報を上記のアドレスにご案内させていただきます(複数名でご参加の場合にも代表者様のアドレス宛てに一括してご案内させていただきます)。

TEL ()

FAX ()

その他の参加者 所属・役職 氏名

その他の参加者 所属・役職 氏名

その他の参加者 所属・役職 氏名

その他の参加者 所属・役職 氏名

※顧問先企業は、4名様まで無料とさせていただきます。

※定員の都合上、1社あたり最大5名様までとさせていただきます。

【請求書の送付先】(顧問先企業で5名お申込の場合又は非顧問先企業の場合)

該当する箇所にチェック☑をお願いします。

上記住所・代表者と同じ

下記のとおり(上記住所・代表者と異なる場合のみご記入下さい)

送付先住所

所属・役職・ご担当者氏名

※ご記載頂いた情報については、本セミナーでの利用のほか、今後のセミナーのご案内にも利用させていただきます。